債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００５号

福岡市城南区別府１丁目19番40―1102号第33プリンスマンション城南
清算株式会社　Ｇ企画株式会社
代表清算人　渡邉信一郎
１　決定年月日　令和８年２月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号

兵庫県淡路市岩屋3559番地の４
清算株式会社　株式会社大塩商事
１　決定年月日　令和８年２月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

神戸地方裁判所洲本支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１３号

栃木県足利市堀込町3043番地の３
清算株式会社　株式会社なかむら
代表清算人　中村　悦之
１　決定年月日　令和８年１月30日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　別紙協定債権額一覧表記載の各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（なお、弁済は各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０６９号

東京都品川区西五反田５丁目７番３号
清算株式会社　ＨｉＣｕｓｔｏｍｅｒ株式会社
代表清算人　鈴木　大貴
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫を除く別紙記載の各協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年10月８日までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の全額に相当する金員について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

２　清算株式会社は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、前項に基づく弁済対象債権の弁済後の清算株式会社の残余財産の全額に相当する金額（ただし、25,010,616円及び25,000,000円に対する令和７年４月１日から令和７年10月８日までの年8.7％（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金（以下、25,010,616円及び当該遅延損害金を総称して「弁済上限額」という。）を上限とする。）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

３　第１項及び第２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。